



固定資産税についてのお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日といいますが）に、土地、家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。
公平・適正な課税のため、次のような場合には申告や届け出をしてください。

◆事業を行っている方は、償却資産の申告を！

会社や個人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを賃貸経営している方、太陽光発電などの売電をしている方が、その事業のために用いる構築物・機械器具・備品などの有形資産を償却資産といえます。
償却資産の所有者は、資産の多少や異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在における資産の状況などについて、申告することが地方税法で定められています。
申告期間 令和8年1月5日

（月）30日（金）

受付場所 税務課（本館2階）、各支所（川島・山川・美郷）
※申告書が必要な方は、税務課まで連絡してください。

◆次のような場合は届け出などが必要です

●納税義務者が亡くなった場合

納税義務者が亡くなったときは、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。法務局（登記所）で相続登記が完了していない場合は、相続人の代表者を決めてから、固定資産税を納める方の届け出をお願いします。
なお、届け出がない場合および相続人不明の場合は、調

◆償却資産の一例◆

飲食店	厨房施設、カラオケセット、看板など
工場	各種製造設備、受変電設備など
建設業	パワーショベル、ポータブル発電機など
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、看板など
病院	ベッド、手術台、各種医療装置など
小売店	商品陳列ケース、冷蔵庫、レジなど
農業・漁業	温室管理装置、乾燥機、ビニールハウスなど
アパート経営	アスファルト舗装、エアコン、フェンスなど
太陽光発電	太陽光パネル、架台、変電設備、フェンスなど ※ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満）を除く

※課税（申告）対象とならないものもあります。不明な場合は税務課まで問い合わせください。

住宅の耐震改修工事・バリアフリー改修工事・省エネ改修工事を行った場合、固定資産税を減額します

●住宅の耐震改修工事

令和7年12月31日までに、一定の耐震改修工事が行われた住宅について、120㎡までを限度として、翌年度分の税額を1/2減額します。
※長期優良住宅認定通知書の添付がある場合は、減額が2/3になります。

○家屋要件

昭和57年1月1日以前から所在する既存の住宅

○耐震改修工事要件

建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合する50万円を超える耐震改修工事であること

○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書提出してください。
①耐震基準適合証明書（建築営繕室（東館2階）または建築士などによる証明）
②領収書などの写し
③平面図

●バリアフリー改修工事

令和7年12月31日までに、

一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、100㎡までを限度として、翌年度分の税額を1/3減額します。

※新築住宅特例や耐震改修特例の対象年度は対象となりません。

○家屋要件

新築された日から10年以上経過した住宅で次の全てに該当するもの
①床面積が50㎡以上280㎡以下
②居住部分の床面積の割合が1/2以上
③貸屋部分以外に居住部分を要すること

○居住者要件

次のいずれかの方が居住していること
①65歳以上の方
②要介護認定または要支援認定を受けている方
③障がい者の方

○バリアフリー改修工事要件

次の改修工事で、工事に要した費用が補助金を除き

50万円を超えるものであること

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦出入口の戸を改良
- ⑧床表面の滑り止め化



○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書提出してください。

- ①工事明細書の写し
- ②領収書などの写し
- ③写真（改修前・後）
- ④平面図
- ⑤補助金などの支給および交付決定通知書の写し
- ⑥要介護認定または要支援認定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各種手帳の写し

※工事内容を示す書類は、建

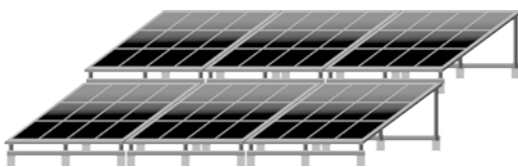
査によって「現に所有する者」を指定することになります。法人が消滅した場合も、同様の手続となります。

●土地の利用状況を変更した場合

宅地課税されている土地は、その土地の利用状況によって税額が異なります。店舗や事務所などから住宅に改築した場合や、住宅用地から住宅用地以外に利用状況を変更した場合は「住宅用地異動申告書」を提出してください。

●家屋を取り壊した場合

令和7年中に家屋を取り壊した場合は、「家屋取りこわし申告書」を提出してください。



築士、登録住宅性能評価機関等による証明で代替可。

後日、工事内容などを書類で確認できない場合は、現地調査を実施します。

●省エネ改修工事

令和7年12月31日までに、一定の省エネ改修工事「熱損失防止改修工事」が行われた住宅について、120㎡までを限度として翌年度分の税額を1/3減額します。
※長期優良住宅認定通知書の添付がある場合は、減額が2/3になります。

○家屋要件

平成26年4月1日以前から所在する既存の住宅で次の全てに該当するもの
①床面積が50㎡以上280㎡以下
②居住部分の床面積の割合が1/2以上
③貸屋部分以外に居住部分

○省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要した費用が補助金を除き60万円を超えるものであること

●未登記家屋の所有者が変更となった場合

法務局で登記していない家屋の所有者が変更となった場合は、「納税義務者変更願」を提出してください。この書類には、新旧所有者の印鑑登録証明書を添付し、実印を押印してください。

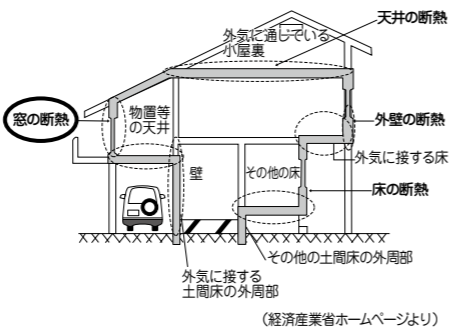


●口座振替を利用している方

登録している口座の名義人が亡くなった場合は、口座閉鎖によって口座振替ができなくなります。金融機関で口座振替変更の手続きをお願いします。

また、共有名義の構成員が亡くなった場合に、登録口座が引き継がない場合がありますので、注意してください。

- ①窓の改修工事（必須）
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事



○減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書提出してください。

- ①熱損失防止改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関または、登録住宅性能評価機関による証明）
 - ②領収書などの写し
- 詳しくは市ホームページをご覧ください。

●問い合わせ

税務課 資産税係
TEL 22-2215
FAX 22-2247

